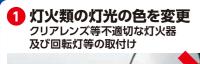
不正改造は犯罪です!!

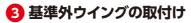
「知らなかった」では済まされません。

このような改造は、不正改造です。







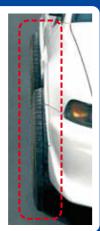




4 基準不適合 マフラーの 消音器の 取り外し



🖪 タイヤ及び ホイールの車体 (フェンダー)外 へのはみ出し



6 A. 荷台さし枠の取付け・燃料 タンクの増設 B. 突入防止装置の切断・取外し



7 前面ガラス等への 装飾板の装着





8 速度抑制装置(スピードリミッター) の解除・取外し



ディーゼル自動車が排出する





東北運輸局 022-791-7534 北陸信越運輸局 025-285-9155 関東運輸局 045-211-7254 中国運輸局 082-228-9142

中部運輸局[黒煙] 052-952-8044 近畿運輸局 06-6949-6453

四国運輸局 087-835-6369 九州運輸局 092-472-2537 沖縄総合事務局 098-866-1837





不正改造車を排除する運動

(一社)日本自動車整備振興会連合会。日本自動車車体整備協同組合連合会。全国自動車需要品整備商工組合連合会。全国タイヤ商工協同組合連合会。(一社)日本自動車販売協会連合会。(一社)日本中古自動車販売協会連合会。日本自動車服 入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車車体工業会、(公社)日本バス協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本陸送協会、全日本自動車部品卸商協同組合、(一社)日本自動車タイヤ協 会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自動車協会、(一社)日本自動車連盟、(一財)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会議所、(一社)日本二輪車普及安全協会、(一社)全国自動車標板協議会、全国石油商業組合連合 会、(一社)自動車用品小売業協会、日本ウインドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、全国ディーゼルポンプ振興会連合会、(一社)全国二輪車用品連合会、全国自動車大学校・ 整備専門学校協会、全国白動車短期大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

NE改造等の主な事例

○内燃機関を原動機とする自 動車には、騒音基準値等に 適合する消音器を備えなけ ればならない。

(道路運送車両の保安基準 第30条)

触媒装置

無媒等が取り外されていないこと。 (道路運送車両の保安基準第31条)

サスペンション

○切断等により、ばねの一部 又は全部が除去されていな いこと。

(道路運送車両の保安基準 第14条)

車幅灯

○白色であること。(方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体 又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。)

※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか、淡黄色又は橙色であっ ても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

(道路運送車両の保安基準第34条)

番号灯

○白色であること。 (道路運送車両の 保安基準第36条)

○赤色であること。 (道路運送車両の 保安基準第37条)

後退灯

○赤色であること。 (道路運送車両の 保安基準第39条)

○白色であること。

(道路運送車両の

保安基準第40条)

方向指示器

- ○橙色であること。
- ○点滅回数が毎分60回以上、120回以下である こと。(道路運送車両の保安基準第41条)

○内燃機関を原動機とする自動車には、騒音基準値等に適合

後部反射器

○赤色であること (道路運送車両の保安基準第38条)

する消音器を備えなければならない。

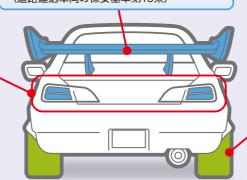
(道路運送車両の保安基準第30条)

○触媒等が取り外されていないこと。

(道路運送車両の保安基準第31条)

基準外のウイング

- 側方への翼形状を有していないこと。
- 確実に取り付けられていること。
-)鋭い突起がないこと。
- その付近の最外側、最後端とならないこと。 等 (道路運送車両の保安基準第18条)



乗用車・貨物車共通

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

-)指定以外のステッカー貼付は不可。
- う前面ガラス等に装飾板を装着した状態又は運転席および助手 席の窓ガラスに着色フィルムを貼り付けた状態での可視光線 透過率が70%未満のものは不可 (道路運送車両の保安基準第29条)

- ○鋭利な突起がないこと。
- ○歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。 (道路運送車両の保安基準第18条、第44条)

-)音が自動的に断続するものは不可。
- 音の大きさ又は音色が自動的に変化する又は運転席で容易に 変化させることができるものは不可。 (道路運送車両の保安基準第43条)

- ○白色又は淡黄色であること。 ○同時に3個以上点灯しないこと。 (道路運送車両の保安基準第33条)

その他の灯火(デイライト)

- ○赤色でないこと。 ○光度300cd以下であること。 ○点滅しないこと。
- (道路運送車両の保安基準第42条)

)回転部分が突出する等他の交通の安全を妨げるおそれのある ものでないこと。

(道路運送車両の保安基準第18条)

直前直左確認鏡

○運転者席において、一定の基準の障害物を確認できる鏡等を 備えなければならない。 (道路運送車両の保安基準第44条)

-)緊急自動車等以外には赤色の回転灯は取付け不可。
-)道路維持作業用自動車以外には黄色の回転灯は取付け不可。 (道路運送車両の保安基準第42条)

ディーゼル車の原動機

○黒煙汚染度は基準内であること。 (道路運送車両の保安基準第31条)



)普通貨物自動車には、巻き込み防止装 置を備えなければならない。 (道路運送車両の保安基準第18条の2)

ダンプ(土砂等運搬)

- ○土砂等を運搬するダンプ車には、さし枠の取付
- ○荷台の一部を高くする等の改造がないこと。

- けがないこと。
- (道路運送車両の保安基準第27条)

不正な二次架装

- ○新規検査受検後に燃料タンクの増設。
- ○容量が大幅に異なる燃料タンクへの変更。 等 (構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

- 自動車が90キロメートル毎時を超えて走行しないよう 燃料の供給を調整し、かつ、自動車の速度制御を円滑 に行えるものであること
-)速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッ カーが車室内の運転者の見やすい位置及び車両の後面 に貼付されていること。
- (道路運送車両の保安基準第8条)

非気管の開口方向

-)排気管は左向き又は右向きに開口 していないこと。
- (道路運送車両の保安基準第31条)

突入防止装置

- ○貨物自動車の後面には、突入防止装置を 備えること。
- (道路運送車両の保安基準第18条の2)





